

# 千葉商科大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 千葉商科大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、千葉商科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

創立者による建学の精神・理念は、「実学教育」を通じて武士道精神を備えた倫理観のある実業人を社会に送出すことであると要約される。大学では「学校法人千葉学園創立100周年に向けた将来構想(CUC Vision 100)」(以下、「将来構想」)を策定し、「建学の精神と本学の社会的使命」としてその精神・理念をより具体的に展開している。

社会科学系実学での総合大学であることを目標とし、そのために必要となる教育研究組織を整備している。大学教育改革や地域連携推進等の事業は、経営計画の重要な柱として学長を本部長とする本部を理事会のもとに置いている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

教育課程を体系的な履修・学修が行えるよう編成している。実践を重視した科目の設置や地域と協同しての具体的な課題への取組み、海外体験等のアクティブ・ラーニングをそれぞれの学部の特徴を出しながら実施している。

教員・職員が協働して、成績不振や離籍の可能性のある学生に早期から対応する体制をとっている。初年次を中心に面談を実施し、学生の状況を把握することに努めている。

「CUC アライアンス企業ネットワーク」を組織し、企業との協力関係を深め、インターンシップなどの社会的・職業的自立に向けた支援を実施している。

教員の評価に関して、教育研究活動、各委員会活動等の貢献度をポイント化し、待遇面に反映させる形をとっている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

理事会のもとに常任理事会が設置され、概ね毎月1回以上の割合で開催し、機能的に運営されている。

大学の審議機関としては「全学部長会」「全学教授会」「学部教授会」があり、それぞれの役割が明確に規定されている。

法人及び大学の会議体には、管理部門と教学部門、教員と職員が偏りなく構成員となっており意思決定の円滑化が図られている。

「モニタリング室」が設置され、「ワークフロー記述書」等により業務を可視化する取組みがなされており、業務執行の管理体制を構築している。

「第1期中期経営計画」の重点戦略項目として「経営基盤強化戦略」を掲げ、学費の見直し、経費の削減等に取り組んでいる。メガソーラー事業を収益事業として行うなど、学生生徒等納付金以外の収入の確保にも取り組んでいる。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

「自己点検・評価委員会」は、理事長、学長、学部長、大学院研究科委員長及び研究科長、法人事務局長、大学事務局長、職員部長等で構成されており、適切な自己点検・評価体制が整えられている。

前回実施した自己点検・評価からの展開によって策定された中期経営計画において、目標が詳細に設定され、明確化されている。その進捗状況は、4 か月ごとに点検・評価され、随時目標の見直しが行われている。点検・評価の結果は、数値として見える化し、共有化することにより、戦略的な予算編成の判断根拠とするなど、大学運営の改善・向上につながる仕組みが構築されており、適切に機能している。

総じて、大学は、「実学教育」を通じて、倫理観のある実業人を社会に送出すという創立者による建学の精神・理念を現代に引継ぎ、「将来構想」の一環として、「第 1 期中期経営計画」を策定し、その精神・理念をより具体的に展開している。企業や地域社会、海外との交流も積極的に展開し、社会科学系総合大学として一段と高い段階への飛躍を目指す努力を行っている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

創立者による建学の精神・理念は、「実学教育」を通じて武士道精神を備えた倫理観のある実業人を社会に送出すことであると要約される。大学では「将来構想」を策定し、「建学の精神と本学の社会的使命」としてその精神・理念をより具体的に展開して、明確に記述している。

大学の学則において、大学の使命・目的及び教育目的がより詳細に定められている。

大学のホームページでの建学の理念等の記載も、より一層の簡潔化が予定されている。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

**【評価結果】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**【理由】**

大学の個性・特色は、「将来構想」において「大学の目指すビジョン」として「実学の総合大学」となるなど 6 点に集約され、公表されている。

設置基準等で定めることとされている教育研究上の目的は、大学及び大学院においては学則に定められているが、専門職大学院においてはアドミッションポリシーとして定められ、公表されている。

「第 1 期中期経営計画」では、計画策定の背景とねらいとして、①社会の変化に追いついてきたか②急がれる教育内容、教育体制の刷新③戦略的な経営計画に基づいた総合的改革が不可欠の 3 点を掲げており、積極的に変化への対応を追求している。

**【改善を要する点】**

○専門職大学院の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が学則等に定められていない点について改善が必要である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

**【評価結果】**

基準項目 1-3 を満たしている。

**【理由】**

使命・目的及び教育目的の策定には「将来構想」の策定過程の中で役員、教職員が関与し、2 回にわたる全教職員への説明会、学内パブリックコメント等が実施されている。「将来構想」は具体的には「第 1 期中期経営計画」として結実され、その内容はディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの三つの方針にも反映されている。

学内外への周知は、ホームページ、同窓会情報誌、保護者向け学内広報誌等多くの媒体で周知の努力がなされている。

社会科学系実学での総合大学であることを目標とし、そのために必要となる教育研究組織を整備している。大学教育改革や地域連携推進等の事業部署は、経営計画の重要な柱と

して学長を本部長とする本部を理事会のもとに置いている。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

大学全体と学部、大学院研究科ごとにアドミッションポリシーが明確に定められており、ホームページや学生募集要項等に掲載され、周知されている。

多様な入試を実施しながらアドミッションポリシーに沿って、入学者を選抜するよう工夫がなされている。

人間社会学部と国際教養学部において入学定員を充足していないが、高校との連携プロジェクトを進めることなどにより学生確保に努力している。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

大学全体及び学部・研究科ごとに教育目的に従ってカリキュラムポリシーを明確に設定し、「履修ガイド」やホームページに公開している。

各学部の教育課程については、カリキュラムポリシーに従い体系的な履修・学修が行えるよう編成している。実践を重視した科目の設置や地域と協同しての具体的な課題への取り組み、新入生の海外体験等のアクティブ・ラーニングをそれぞれの学部の特色を出しながら実施している。また、教授方法の改善を進めるための FD(Faculty Development)活動が全学的に行われている。

### 2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員・職員が協働して、成績不振や離籍の可能性のある学生に早期から対応する体制をとっている。初年次を中心に面談を実施し、学生の状況を把握することに努めている。オフィスアワーは全学的に実施されている。TA・SA(Student Assistant)に多くの院生・学生が採用されており、授業支援に効果を挙げている。また、「キャンパスライフセンター」を設置し、学生の相談から支援まで幅広く対応する体制をとっている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

各学部でディプロマポリシーが明示され、単位認定、進級及び卒業・修了要件を学則に明確に定め、適切に運用されている。各科目の単位認定については、シラバスに授業目的・計画とともに評価方法が記載されているが、国際教養学部については、ネットワーク上の学修支援システムの「えでゅま！」に記載する方法をとっている。

大学院博士課程においては、公聴会における研究発表の上、学術論文の提出及び審査を経て最終試験を行い、その結果によって学位を授与している。

【参考意見】

○シラバスにおいて、一部の科目で成績評価基準が明示されていないので、検討が望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援センターを設置して就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。また、「CUC アライアンス企業ネットワーク」を通して企業との協力関係

を深め、インターンシップ等の社会的・職業的自立に向けた支援を実施している。

商経学部及び政策情報学部で「キャリアアップ科目」を設け、学生が将来目標を立て、大学での学びを充実させるよう指導している。

#### 【優れた点】

○600社以上の企業が登録している「CUC アライアンス企業ネットワーク」を組織し、実際に多くの学生が登録企業へ就職していることは評価できる。

### 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

授業評価アンケートについては、専任・兼任問わず全教員の授業で実施し、その結果を教員個々にフィードバックしている。また、アンケート結果は、大学ホームページ内で公開している。

この授業評価アンケートを通して、学生の授業理解度や教育目的の到達度が確認され、また、その結果を教科担当教員にフィードバックし、教員個々の教育方法や学修指導の改善が図られている。

授業評価アンケートの質問項目を平成 27(2015)年度から統一することにより、教員の教育力の問題や課題を明らかにし、FD の諸施策として活用していくことが、「第 1 期中期経営計画」の「教育改革・学生支援戦略」の中で目標とされている。

### 2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

学生の生活上の問題については、健康上の問題に対応する医務室と、心理的問題に対応する健康サポートセンターに分け、的確に役割・機能の分担を行っている。

経済的支援については、入学者に対する制度と在学生に対する制度に分け、時期や場面に応じて学生の経済生活を安定させる取組みがなされている。

平成 26(2014)年度に「学生生活実態調査」を実施し、大学による学生サービスに対する学生の意見・要望を収集する取組みを行っている。また、職員による職員サポーター制や



教員によるオフィスアワーの実施、更には、キャンパスライフセンターの設置等、学生のニーズを把握し、それに対応する教員と職員の連携体制が構築されている。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

設置基準が規定する基本的な教員数が確保されており、各学部・学科で、それぞれのカリキュラムポリシーや、コース立てに即した教員配置がなされている。

また、教員の採用や昇進については、学部ごとの採用・昇任の人事規則に従い実施されている。

FDに関しては、学部ごとに規則を設け実施されており、また、教員の資質・能力の向上についても、学部ごとに研究会等を設け、教員相互の研さんの活動が実施されている。

教員の評価に関しては、教育研究活動、各委員会活動、学生募集・広報活動、学部が企画する研修会やイベント活動等の貢献度をポイント化し、待遇面に反映される形をとっている。

教養教育は、学部が個別的に、センター組織や委員会組織を通して実施している。

### 【参考意見】

○各学部における教養教育の位置付けを確認するとともに、大学全体としての共通理解を進め、教養教育を検討するための責任体制を明確化することが望まれる。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

校地、校舎面積ともに、設置基準を十分に上回っている。

「学生生活実態調査」で、学生たちの教育環境面に対する意向を把握する努力がなされている。具体例としては、新食堂を建設する際、学生部が学生に実施したキャンパス環境に関するアンケートの結果が活用された。

図書館は、開館日数や開館時間の点で、学生の利便性に対する配慮がなされ、アンケートや「図書館へひとこと」等を通して、学生の要望に応えようと努力している。

授業を行う学生数の管理については、履修定員を設定し数的な管理を行っている。また、プレースメントテストにより、学生の習熟度の管理を行い、さらに、職員サポーターや SA を活用し、個々の学生に対する細やかな配慮や指導が実施されている。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

法人・大学ともに関係諸法令及び学内諸規則に基づき適切に運営されており、経営の規律と誠実性は維持されている。

寄附行為に基づき理事会、常任理事会、評議員会が適切に設置されているとともに、監事監査規程にのっとり監事による監査が誠実に実施されている。また、一貫して「実学教育」を標ぼうし、実学の総合大学を目指しており、来るべき創立 100 周年を見据えた「将来構想」を策定するなど、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。

学校教育法をはじめとする関係諸法令を遵守するとともに、その改正に際しても適切に対応している。また、災害時の対応マニュアルや学園環境方針等が整備されており、環境保全・人権・安全に配慮している。

教育情報及び財務情報については、学校教育法施行規則 172 条の 2 に基づき大学のホームページで適切に公表している。

#### 【優れた点】

○環境方針を策定してホームページで公表するとともに、メガソーラー施設の構築による温室効果ガスの大幅削減や、地下水ろ過システムの導入による資源の有効活用など、教職員及び学生が協力して「エコ・キャンパス」実現に取り組んでいる点は評価できる。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

寄附行為に基づいて、最高意思決定機関である理事会のもとに常任理事会が設置され、概ね毎月 1 回以上の割合で開催されており、機能的に運営されている。さらに、「理事会業務委任規程」において、理事会で決定する事項を明確化した上で、その他の業務を常任理事会に委任することによって、迅速な意思決定ができる体制が整備されている。

また、特に重要な戦略的意思決定を必要とする「経営計画」及び「教育・学生支援等」については、理事会のもとにそれぞれ「経営改革本部」と「大学教育改革本部」を設けるなど、使命・目的の達成に向けた機能強化に取り組んでいる。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

大学の審議機関としては「全学部長会」「全学教授会」「学部教授会」があり、それぞれの役割が明確に規定されている。特に「全学部長会」は「重要事項を審議する」と位置付けられており、学長はその議長としてリーダーシップを発揮し、最終決定を行っている。また、学長の補佐体制として副学長が置かれており、学長から副学長への委任事項については担当領域が明確に示され、ホームページでも公表されているなど、大学の意思決定及び業務執行が、使命・目的に沿って適切に行われている。

なお、平成 27(2015)年 4 月 1 日に施行された学校教育法の改正に際しては、大学及び法人が連携して対応に当たり、関係する諸規則の改正作業を適切に行った。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

#### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

#### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

##### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

法人及び大学の会議体には、管理部門と教学部門、教員と職員が偏りなく構成員となっており、各部門間の適切なコミュニケーションによって意思決定の円滑化が図られている。

大学の重要事項を審議する「全学部長会」には、大学事務局長を兼務する法人事務局長及び管理部門の関係事務部長も構成員となっており、相互チェックの体制が整備されているとともに、理事長・学長のリーダーシップとボトムアップ体制のバランスのとれた運営がなされている。

監事・評議員は寄附行為に基づいて選任されており、監事による監査及び評議員会ともに充実した運営がなされている。また、業務監査の一環として、必要に応じて管理職員を対象にヒアリングを実施しており、大学運営の改善に反映させている。

**3-5 業務執行体制の機能性**

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

**【評価結果】**

基準項目 3-5 を満たしている。

**【理由】**

事務局職制に関する規則が整備され、随時見直しが行われているほか、職員数も十分に確保されており、適切に機能している。

業務の内部統制等を目的とした「モニタリング室」が設置され、「ワークフロー記述書」等により業務を可視化する取組みがなされており、業務執行の管理体制を構築している。また、新人事制度が導入され、職員の働き方に応じた三つの職務コースが設定されており、そのコースごとに年間の研修計画を策定しているなど、職員の資質・能力向上のための組織的な取組みを実施している。

**3-6 財務基盤と収支**

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価結果】**

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

「第1期中期経営計画」の重点戦略項目として「経営基盤強化戦略」を掲げ、試算した収支の見通しに基づき、学費の見直し、経費の削減等に取り組んでいる。「第1期中期経営計

画の実行と実現」は、予算編成方針の第一に挙げられており、中期経営計画を単年度の財政運営に反映させている。学生生徒等納付金の割合が高い財政構造であるが、学生数が減少している近年においても、補助金の増加、運用資産の売却差額等により、消費収支差額の黒字が維持されている。また、安定的な収益が見込まれるメガソーラー事業を収益事業として行うなど、学生生徒等納付金以外の収入の確保にも取り組んでいる。内部留保資産比率が高く、十分な運用資産を有しており、安定した財務基盤が確立されている。

### 3-7 会計

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

学校法人会計基準の改正に対応した経理規程の改正がなされ、「会計事務取扱手引き」等により、その適正な運用が図られている。予算執行は、業務フローの中で管理されており、予算と著しくかい離がある決算額の科目については、年度末に補正予算が編成されている。事務局には「モニタリング室」が設けられ、業務を第三者の立場から会計処理業務の手順や手続き等について点検・評価が行われており、内部統制の有効性を高めている。

会計監査は、監事から理事会に提出された監査計画に基づき、2人の監事により実施されている。また、監査法人が独立監査人として、私立学校振興助成法に基づく監査を行っており、適正であるとの意見が表明されている。

### 基準4. 自己点検・評価

#### 【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 4-1 自己点検・評価の適切性

##### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

##### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

##### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 【理由】

「自己点検・評価に関する規程」を制定し、7年ごとに自己点検・評価を実施している。これに基づいて設けられている「自己点検・評価委員会」は、理事長、学長、学部長、大

学院研究科委員長及び研究科長、法人事務局長、大学事務局長、職員部長等で構成されており、適切な自己点検・評価体制が整えられている。

前回の実施結果を踏まえて、「将来構想プロジェクト」「将来構想企画委員会」が設置され、「第1期中期経営計画」の策定へと展開されており、中期経営計画の点検・評価を詳細に実施することにより、自主的・自律的な自己点検・評価活動が行われている。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

事務局の担当部署において作成・蓄積されるデータは、「全学部長会」における現状把握や重要事項の審議等に用いられることによって学内での情報共有がなされ、整理・集約されて自己点検・評価のエビデンスとなっている。平成 26(2014)年からは、新たに設置した IR(Institutional Research)委員会を中心に、各種データを収集し分析する体制を整えている。

自己点検・評価の結果は、大学のホームページに掲載し、学内外に広く公表されている。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 【理由】

前回実施した自己点検・評価からの展開によって策定された中期経営計画において、目標が詳細に設定され、明確化されている。その進捗状況は、4 か月ごとに点検・評価され、随時目標の見直しが行われている。点検・評価の結果は、数値として見える化し、共有化することにより、戦略的な予算編成の判断根拠とするなど、大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されており、適切に機能している。

### 大学独自の基準に対する概評

#### 基準 A. 地域連携・社会貢献

##### A-1 地域連携・社会貢献の推進

- A-1-① 地域連携推進の基本方針策定および地域連携推進体制
- A-1-② 地域を志向した教育・研究
- A-1-③ 社会貢献活動（物的・人的資源の社会への提供を含む）
- A-1-④ 地域社会と連携・協力

#### 【概評】

大学の使命や目的に即して、地域貢献や地域連携活動に取り組んできており、これまでも現代 GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）・特色 GP（特色ある大学教育支援プログラム）に採択されてきた。

こうした活動を基盤にし、大学の地元である千葉県市川市と包括協定を締結し、地域貢献や地域連携活動に更に積極的に取り組んでいる。平成 26(2014)年の実績では、ICT（情報通信技術）分野、文化・国際分野、福祉・健康分野、環境分野、まちづくり・産業振興分野、災害分野等の広範かつ多様な領域の事業が実施されている。

地域住民と学生との人的交流が充実しており、既に連携関係をもつ市川市のみならず、周辺の東京都江戸川区との連携関係の構築を進めている。

### 基準 B. 国際交流

#### B-1 国際化戦略

- B-1-① 海外大学との提携拡大と国際交流・海外研修・海外留学プログラムの拡充
- B-1-② 学内での語学力や異文化理解の強化を目的としたプログラムの実施
- B-1-③ 海外就業に関するプログラム

#### 【概評】

大学は、9 か国・地域の 24 校と提携関係があり、交換留学等 22 の海外プログラムを設けており、実績を残している。海外研修参加費用や交換留学生の費用の一部補助を行っている成果もあって、平成 26(2014)年度には派遣・受入れともに 100 人を超える実績を残しており、今後も更に拡大させるべく具体的な検討を続けていることは評価できる。

ダブル・ディグリー制度を平成 26(2014)年度から開始し、4 人の学生が選抜されて参加している。英語による専門科目の講義を開講しており、語学力や異文化理解へのプログラムを充実させていることは評価できる。

将来、海外勤務や海外ビジネスに従事できるように、平成 26(2014)年度から海外にある日本企業の職場を訪問し、働く現場を見るツアーが実施され、5 人の学生が参加した。

以上のように国際化を視野に入れた取組みを行っており、これを今後更に拡充しようとしていることから、グローバル人材の育成に向けて、より一層その成果が上がることを期待したい。

